

平成 27 年度子ども・子育て新制度に関するお知らせ

平成 27 年 4 月から実施される『子ども・子育て支援新制度』では、就業前の子どもの教育・保育を保障するため、「支給認定制度」が導入されました。それに伴い、「保育実施児」として保育園を利用される方は、東浦町へ支給認定申請を行い、町から「支給認定証」を受け取る必要があります。また、本制度により、保育料等の取り扱いについても見直しが行われました。

「支給認定制度」についての概要と保育料等の取り扱いについては下記のとおりですのでご確認ください。

●「支給認定制度」について（※私的契約児は適用外です。）

支給認定制度とは、保育を必要とする理由（保護者の就労状況等）により『保育の使用量』を認定するものです。保育実施児で保育園をご利用の方は、この認定内容をもとに実際に保育園をご利用いただけます。

1 保育を必要とする理由

保育を必要とする理由は、支給認定申請書に添付された証明書等をもとに判断いたします。必要とする理由に変更が生じた場合は、改めて支給認定を行う必要がありますので、保育園または児童課までお申し出ください。

保育を必要とする理由の内容については、入園のご案内または町ホームページの「保育の実施基準」にてご確認ください。

2 認定区分

認定区分	対象となる子ども	生年月日
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	平成21年4月2日～平成24年4月1日
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	平成24年4月2日～平成27年4月1日

保育の使用量	内容
標準時間保育	保護者の就労時間等が月120時間以上の場合 利用可能時間：8時～19時（11時間の利用可能）
短時間保育	保護者の就労時間等が月60時間以上120時間未満の場合 利用可能時間：8時～16時（8時間の利用可能）

※標準時間保育は1か月分の保育料に19時までの延長料金(4,000円)を含みます。

※短時間保育は16時以降の保育を希望した場合、延長保育料を徴収します。

※本町では19時まで開園していない園の児童については、保護者の就労時間に関わらず短時間保育の認定としています。

●保育料・延長保育料について

平成 27 年度の保育料の算定方法及び延長保育料は 4 ページに記載のとおり変更いたしました。私的契約児については「短時間保育」と同額となっておりますのでご確認ください。なお、土曜日保育の利用については、平日の延長料金のみで利用が可能となりました。

※平日、土曜日含めて、最長時間の延長料金をお支払いいただきます。

※利用には雇用証明書及びシフト表にて土曜日の勤務の確認をさせていただきます。

1 保育料・延長保育料の設定

(1) 標準時間保育料 (8 時～19 時)

7 時半	8 時	19 時
早朝保育 (無料)	標準時間保育 (11 時間の利用可能) 保育料金表「標準」を参照	

※保護者の就労時間に応じて、早朝保育をご利用いただけます。

(2) 短時間保育料 (8 時～16 時)

7 時半	8 時	16 時	17 時	18 時	19 時
早朝保育 (無料)	短時間保育 (8 時間の利用可能) 保育料金表「短時間」を参照	1 時間延長 1,000 円	2 時間延長 2,000 円	3 時間延長 4,000 円	

※保護者の就労時間に応じて、早朝・延長保育をご利用いただけます。

※延長保育申し込みは各保育園へお願いします。

私的契約児 (8 時～15 時)

7 時半	8 時	15 時	19 時
早朝保育 利用不可	私的契約児保育 保育料金表「短時間」を参照	延長保育 利用不可	

※私的契約児は原則、早朝・延長保育はご利用いただけません。就労等により必要な場合は保育園にご相談ください。

※3 歳児の私的契約児は、4 月～6 月末まで降園時間が 13 時 30 分となります。

2 保育料・延長保育料の軽減及び減免について

(1) 兄弟同時入所について

保育園(幼稚園、特別支援学校等も含む)に兄弟姉妹で入園している場合、保育料は最も年齢の高い児童の料金を徴収いたします。(最も年齢の高い児童が 2 人以上いた場合はどちらか一方)

①兄弟同時入所の 2 人目について

利用状況	保育料	延長保育料
標準時間保育利用者	4,000 円	—
短時間保育利用者 (私的契約児も同じ)	無料	各延長保育料

②兄弟同時入所の3人目以降について

利用状況	保育料	延長保育料
標準時間保育利用者	無料	-
短時間保育利用者（私的契約児も同じ）	無料	無料

③保護者が18歳未満の児童を3人以上養育している場合の3人目以降について

利用状況	保育料	延長保育料
標準時間保育利用者	無料	-
短時間保育利用者（私的契約児も同じ）	無料	無料

※③の場合は要届出。届出がない場合は適用されません。

※③の場合の減免の期間は0から2歳児までとなります。

(2) 兄弟同時入所以外の軽減対象者について

保育料表の2階層に該当する方で、かつ、下記の要件に該当する場合は保育料、延長保育料とも0円となります。（要届出。届出がない場合は適用されません。）

- ①母子及び父子世帯のうち、東浦町遺児手当の認定者（認定が見込まれるもの）
- ②在宅障害者（身体障害、療育手帳、精神障害者福祉手帳）がいる世帯
- ③特別児童扶養手当及び障害基礎年金の受給者が在宅にいる場合
- ④生活保護世帯に準じると町長が認めた場合

3 支給認定証に係る注意点

- ①支給認定証は保育の必要性を証明するものとなりますので、**大切に保管してください。**
- ②紛失または汚損した場合は園に申し出てください。
- ③認定要件が無くなった事による退園及び町外転出の場合は認定証の返却が必要となりますので、園に返却してください。
- ④氏名、住所が変わった場合は認定証の変更が必要となりますので、園に申し出てください。

表1 平成27年度の保育料徴収基準額表(制度変更等により、内容が変更する場合があります。) 単位:円

階 層		3号認定				2号認定(私的契約児は短時間と同額)				
		0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳児以上		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
1	生活保護世帯及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	町民税非課税世帯	4,000	0	4,000	0	4,000	0	4,000	0	
3	1階層を除き、現年度分(保育料4月分から8月分までは、前年度分)の町民税課税の世帯であって、その町民税額が次の区分に該当する世帯	町民税所得割非課税世帯	7,900	3,900	7,700	3,700	7,300	3,300	7,200	3,200
4		町民税所得割課税額48,600円未満	9,600	5,600	9,200	5,200	8,200	4,200	8,100	4,100
5		48,600円以上71,000円未満	17,200	13,200	16,400	12,400	14,300	10,300	13,600	9,600
6		71,000円以上97,000円未満	25,300	21,300	24,400	20,400	20,600	16,600	18,500	14,500
7		97,000円以上169,000円未満	34,900	30,900	34,000	30,000	24,900	20,900	20,600	16,600
8		169,000円以上207,000円未満	42,500	38,500	41,600	37,600	25,500	21,500	21,400	17,400
9		207,000円以上301,000円未満	43,600	39,600	42,800	38,800	25,800	21,800	22,000	18,000
10		301,000円以上	47,500	43,500	46,600	42,600	26,000	22,000	22,300	18,300

注1 2階層から10階層における税額の算定には都道府県、市町村又は特別区、共同募金会、日本赤十字社、市町村の条例に定める住民の福祉に寄与するものに対する寄付金への税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額、配当控除、退職金及び住宅借入金等特別控除は適用されません。

注2 26年度から継続して27年度入園する児童のうち、町民税で算定したことにより保育階層が上がった児童に対しては、経過措置として、保育階層切替の平成27年8月分までは26年度の保育階層で算定します。

○延長・土曜日・祝日保育料

区分	利用時間	3歳未満児	3歳以上児
月～土曜日早朝	午前7時30分～午前8時	無料(申請書提出のみ)	
月～土曜日延長 ※注1	午後4時～午後5時	月額 1,000円	
	午後4時～午後6時	月額 2,000円	
	午後4時～午後7時	月額 4,000円	
祝日保育 ※注2	午前7時30分～午後4時	日額 2,000円	日額 1,000円
	午前7時30分～午後6時	日額 2,500円	日額 1,500円

注1:短時間保育利用者に適用されます。標準時間利用者には適用されません。

注2:保育料等が無料の場合であっても、祝日保育料はお支払いいただきます。